

公益財団法人日本セーリング連盟

会員に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第40条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (会員)

次の各号に該当し連盟の目的に賛同する者は、連盟の会員となることができる。

- (1) 一般会員 : 本項第2号以降に該当しない者
- (2) 大学生会員 : 大学及び大学に準ずる教育機関、並びに各種専門学校に在籍している学生
- (3) 高校生会員 : 高等学校に在籍している学生
- (4) ジュニア会員 : 中学校及び小学校に在籍している生徒、並びに小学校就学前の児童

第3条 (入会手続)

連盟の会員になろうとする者は、連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、あるいは直接連盟への入会手続を行わなければならない。

第4条 (会費)

会員は毎年、連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、あるいは直接連盟に、別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 (会員の特典)

会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 会員は、連盟あるいは連盟の加盟団体もしくは特別加盟団体が主催、共催する競技会に出場し、国際セーリング連盟及び連盟が制定する競技規則に明記された権利、義務を行使することができる。
- (2) 会員は、連盟あるいは連盟の加盟団体または特別加盟団体が主催、共催する研修会、セミナー等に参加できるほか、別に定める特典を享受できる。

第6条 (会費の用途)

第4条に定める会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を法人会計に使用することができる。

第7条 (会員資格の一時停止及び除名)

会員が下記各号の事由に該当するときは、懲戒規程に定める懲戒委員会、又は最高審判委員会の決議により、会員資格の一時停止もしくは除名処分をすることができる。

- (1) 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、連盟の会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
- (3) 連盟の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規程、その他連盟が定める規則に違反した場合。
- (5) 連盟の名誉、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書等の記載項目に虚偽がある場合。

2 会員資格の一時停止もしくは会員の除名が審議される懲戒委員会、又は最高審判委員会において、

当該会員には弁明の機会を与えるように努めなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

- （1）連盟の加盟団体または特別加盟団体を通じて、又は直接連盟へ退会通知を提出することにより、連盟を退会する場合
- （2）会員が死亡した場合
- （3）第7条に定めるところにより、会員が除名された場合

2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条（規程の改正）

この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

第10条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の移行登記の日から施行する。
2. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。
3. 本規程は、平成25年6月15日改訂施行する。